記載要領８

診療所開設許可事項中一部変更許可申請書（非医師（法人等）開設）の記載要領

事案	厚生労働省令で定める開設許可事項を変更する場合		
根拠法令	医療法第７条第２項、同法施行規則第１条の14第３項		
提出期限	事前	様式	8
提出窓口	管轄保健所		
添付書類	１　開設の目的・維持の方法の変更の場合：定款、寄附行為又は条例 ２　敷地面積の変更の場合：新旧敷地平面図 ３　建物の構造概要の変更の場合：新旧の建物配置図、新旧の建物平面図 ４　歯科技工室の変更の場合：新旧の建物平面図		
提出部数	２部		
手数料	なし		

様式の記入要領	
「開設者」	1　住所は、法人の主たる事務所の所在地を記載する。 2　氏名は、法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。 3　電話番号は、法人の主たる事務所の電話番号を記載する。
１．診療所の名称	1　診療所開設許可書の名称（変更があった場合は届け出た名称）を記載する。
２．開設の場所	1　診療所開設許可書の開設場所（変更があった場合は届け出た開設場所）を記載する。
３．変更事項	1　該当する変更事項欄の□に ✓ を記載する。
４．変更理由	1　変更理由を詳細に記載する。
①開設の目的・維持方法	1　診療所を開設する目的を具体的に記載する。 2　定款、寄附行為等に基づき記載する。 （例） ・科学的でかつ適正な医療を普及する。（医療法人の場合） ・会社従業員の健康管理を目的とする。（企業内診療所の場合） 3　診療所を財政的に維持する具体的な方法を記載する。 （例） ・社会保険診療報酬等による。（医療法人の場合） ・会社で全経費を負担する。（企業内診療所の場合）
②従業者の定員	1　定員とは、開設者が定めた必要人員数（従事者数）のことである。 2　診療所においては、従事者数の法定基準（療養病床にかかるものを除く）はありませんが、医療を提供するに必要かつ適切な人員を確保するものとする。
③敷地面積及び平面図	1　診療所にかかる敷地面積を記載する。（小数点第２位まで） 2　敷地とは、一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地である。

記載要領８

診療所開設許可事項中一部変更許可申請書（非医師（法人等）開設）の記載要領

様式の記入要領	
④建物の構造概要及び平面図変更内容	1　該当する変更事項欄の□に ✓ を記載する。
④－① 新・増築	1　建物延床面積は、当該診療所建物の各階床面積の合計を記載する。 ビル内診療所の場合、当該ビル建物の各階床面積の合計を記載する。 （小数点第２位まで） 2　診療所面積は、当該建物の診療所部分の面積を記載する。 （小数点第２位まで） 3　構造種別は、「鉄筋コンクリート」「木造」等を記載する。 4　室名は、新・増築部分に設置する施設の室名を記載する。 5　床面積は、新・増築部分に設置する施設の床面積（壁芯）を記載する。
④－② 建物の除却	1　建物延床面積は、当該診療所建物の各階床面積の合計を記載する。 ビル内診療所の場合、当該ビル建物の各階床面積の合計を記載する。 （小数点第２位まで） 2　診療所面積は、当該建物の診療所部分の面積を記載する。 （小数点第２位まで） 3　変更面積は、新旧の差し引きした面積を記載する。 4　構造種別は、「鉄筋コンクリート」「木造」等を記載する。
④－③ 各室の用途変更、改造	1　各室に新旧の室名を記載する。 2　改造により施設の区画が分割・統合する場合は、区画ごとに床面積の小計を記載する。
⑤歯科技工室	1　歯科診療所で、歯科技工室を設置する場合は、その概要を記載し、また、有無を○で囲む。

添付書類の記載要領	
定款、寄附行為又は条例	1　定款、寄附行為は代表者による原本証明が必要。
敷地平面図	1　敷地部分が明確に分かるよう、赤線で囲む。
建物平面図	1　診療所部分が明確に分かるよう、赤線で囲む。 2　各室の用途を記載する。 3　洗面台等の固定物は実線で記載する。非固定物は点線で記載する。 カーテンレール・ベッドは１床あたりの面積やプライバシーの確保状況を確認する参考として点線で記載する。 （ただし、カーテンレール・ベッドの配置を変える場合でも、一部変更許可申請は求めない。） 4　診療所部分が２階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する。 5　床面積は、建築基準法による床面積を記載する。